

生活支援サービス提供契約書

株式会社やまねメディカル（以下、「甲」という。）と [入居者氏名] （以下、「乙」という。）とは、甲を事業主とするサービス付き高齢者向け住宅建物「なごやかレジデンス町田（東京都町田市原町田 3-19-1）」（以下「本物件」という。）において甲が乙に提供する生活支援サービス（以下、「本件サービス」という。）について、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できる住まいの充実を図ることができるよう、サービス付き高齢者向け住宅における基本サービス（状況把握（緊急時対応を含む）、生活相談）を提供するとともに、乙の希望に応じてその他の選択サービス（オプションサービス）を提供することを約し、乙は、その本件サービスの対価として第4条のサービス利用料金を甲に支払うことを約します。

（本件サービスの内容）

第2条 甲が乙に提供する本件サービスの内容の詳細は、別紙「生活支援サービス重要事項説明書（以下、「重要事項説明書」という。）」に記載します。

（本件サービス提供の記録）

第3条 甲は、乙の希望により提供する選択サービスについては、サービス提供の都度、提供記録を付け、乙の確認を受けるものとします。

2 甲は、第1項の提供記録を、各事業年度終了後、2年間保存します。

3 乙は、甲に対し、前項の期間、いつでも第1項の提供記録の閲覧を求めることができます。

（本件サービスの利用料金等）

第4条 本件サービスの利用料金については、重要事項説明書記載の料金を基に、月単位での利用実績で計算するものとします。

2 前項の重要事項説明書記載の料金のうち基本サービス（状況把握（緊急時対応を含む）、生活相談）の料金については、1か月に満たない期間の場合、1か月を30日として日割計算するものとします。

3 食事サービスについては、原則として月単位の利用契約となりますが、乙より、4日前（但し土日は除く）の12時までにキャンセルの申し入れを受けた場合、当該食事分を月間利用料金から差し引いて計算します。

（本件サービスの利用料金の変更）

第5条 甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。この場合、甲は、

変更の理由や算定根拠等について、事前に乙に説明します。

(本件サービスの利用料金の支払方法)

第6条 甲は、前月分の本件サービスの利用料金を毎月10日までに明細を付して乙に請求し、乙は請求当月の27日までに甲の指定銀行口座への口座振替の方法で支払います。

2 乙が月途中で本契約を解除した場合、1か月を30日として日割り計算の方法により甲が精算します。

(有効期間)

第7条 本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。ただし、事由の如何を問わず本物件における入居契約(賃貸借契約)が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了するものとします。また次条による解除の場合及び第9条による解約の場合も同様とします。

2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができるものとします。その場合は、別途甲乙間で契約している入居契約(賃貸借契約)の期間とその終了時期を合わせるものとします。

(事業者からの契約解除)

第8条 甲は、乙の行動が他の入居者又はサービス提供スタッフの生命・身体に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合、本契約を解除することができます。

2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。

- ①一定の観察期間をおくこと。
- ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
- ③契約解除の通告について1か月間の予告期間をおくこと。
- ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。

3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を2か月以上滞納した場合において、事業所長及びサービス提供スタッフの意見を聴いたうえで、乙に対し、1か月間の期間を定めて催告してもなおその期間内に滞納額の全額の支払がないときは、本契約を解除することができます。この場合、甲は、乙及びその同居人に対し、文書で解除の理由を示して説明するとともに、身元引受人及び連帯保証人に対しても同様とします。

(利用者からの中途解約)

第9条 乙は、甲に対して、1か月間の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

(秘密保持)

第10条 甲及びその職員は、サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する個

個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するものとし、知り得た個人情報を第三者に漏らしません。契約終了後も同様とします。

- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を第三者に提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとし、

（緊急時の対応等）

第11条 甲は、サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合、必要な措置を講じます。

（賠償責任）

第12条 甲は、サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。ただし、乙の予測できない急激な体調の変化又は不測の事態の変化に起因して発生した事故に関し、甲は責任を負いません。

- 2 乙または乙の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができるものとします。

（相談・苦情対応）

第13条 甲は、窓口を設置し、乙の相談、本件サービスに係る要望・苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

（重要事項説明の確認）

第14条 契約の締結に当たり、甲は、乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行うものとし、乙はその内容の理解に努め記名捺印又は署名し、その内容を了承したものとします。

（身元引受人の指定）

第15条 甲は、乙の病気・死亡等に備えて、甲からの連絡（緊急の場合を含む）・相談等に応じ、適切な対応を行う者として、乙に身元引受人となる者を定めるよう求めることができます。

- 2 身元引受人となる者に支障が生じた場合にあっては、乙は、甲に対し、直ちにその旨を通知しなければなりません。この場合においては、乙は、甲の承認を得て、新たな身元引受人となる者を定めることができます。

（連帯保証人）

第16条 連帯保証人（以下「丙」という。）は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとし、本契約が更新された場合においても、同様とします。

- 2 前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 3 丙が負担する債務の元本は、乙又は丙が死亡したときに、確定するものとし、
- 4 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、生活支援サービス費の支払状況や

滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

- 5 乙は、連帯保証人が死亡その他の理由により存在しなくなった場合、又は、連帯保証人が差押・破産・後見開始の審判を受けるなど甲が連帯保証人として不相当と認めた場合は、乙は速やかに甲の承諾する連帯保証人を立てる若しくは代替処置を講じるものとします。

(本契約に定めのない事項)

第17条 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

(合意管轄)

第18条 本契約に関して訴訟の必要が生じたときは本物件を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

(契約外条項等)

第19条 この契約書に記載のない事項については、法令の定めるところを尊重し、甲と乙の協議により定めます。

前記の契約を証するため、甲及び乙は本契約を締結し、また甲及び丙は上記のとおり乙の債務について保証契約を締結したことを証するため、本契約書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 (甲)

住 所 東京都中央区日本橋室町一丁目2番6号

事業者名 株式会社やまねメディカル

代表者名 代表取締役 山根洋一 ㊟

入居者 (乙)

住 所

氏 名

㊟

身元引受人 (緊急連絡先となる場合を含む)

住 所

氏 名

電話番号

㊟

連帯保証人（丙）

住 所

氏 名

電話番号

極度額 300,000円

㊦